

個人情報の外部提供について（総務課）

発言者	発言要旨
<p>会 長 担 当 課</p>	<p>それでは（３）「総務課所管業務に係る個人情報の外部提供」について、実施機関に説明を求める。</p> <p>総務課の諮問案件は、市議会に提出する諮問に含まれる個人情報を外部提供することについて、本審議会に意見を求めるものである。</p> <p>まず、前段となる審査請求について説明する。「審査請求」とは、行政不服審査法に基づくもので、行政庁の行った行政処分に不服のあるものが、簡易、迅速かつ公正な手続きのもとで、広く処分庁に対して不服申し立てを行うことができる制度である。行政処分に対する審査請求を受けた審査庁は、審査にあたり、原処分に関与していないなど、一定の要件を満たすものを審理員として指名し、審理員が審査請求の審査を行うこととするとともに、裁決を行うにあたり、その判断の妥当性をチェックするため、第三者機関へ諮問することが義務付けられているものである。</p> <p>なお、本市においては、審査庁は総務課、審理員は総務課の職員である。</p> <p>第三者機関であるが、一般的な審査請求の場合は、本市においては、川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮ることとなっているが、審査請求の元となる行政処分の内容により、裁決の手続きに違いがあるものもある。</p> <p>諮問書をご覧いただきたい。これに記載のある６種類の処分に関する審査請求は、地方自治法により裁決を行う際に、通常第三者機関ではなく、議会への諮問が必要と定められている。本市においてはこれらの処分に関する審査請求はこれまでなかったが、現在審議中の案件のうち、退職手当支給制限処分の取り消しに係る審査請求、本市の有する債権の督促に係る審査請求の２件が議会への諮問の対象となっており、今後諮問することとなる。</p> <p>議会に提出する具体的な諮問内容については、現在、検討中ではあるが、諮問書に記載される市民等の個人情報の記載方法について審議会の意見を求めるものである。</p>
<p>会 長 委 員 事 務 局</p>	<p>何か意見等はあるか。</p> <p>諮問の内容についてももう少し具体的に示してほしい。</p> <p>前回、ご審議いただいた「権利の放棄に関する議案」の外部提供については、議案として具体的に示すことができるものがあつた</p>

	<p>が、今回の市議会への諮問に係る外部提供については、諮問書の下に記載してあるとおり現在審理中の案件2件が、これから市議会に諮問されることとなるため、具体的な諮問書を示すことができない。そのため、補足の資料として「地方自治による議会に諮問することとされている(1)～(6)の例」を配付させていただいた。</p> <p>例えば、(1)の例としては、市の職員等が飲酒運転等により懲戒免職処分となり、退職手当等の支給が制限されたことを不服とし、審査請求をする場合などが挙げられ、これを市議会に諮問する際に、市民等への外部提供として公開するにあたり、その方法をご審議いただきたいというのが、今回の諮問の趣旨である。</p>
<p>委員 担当課</p>	<p>総務課が議会に諮問をした後に、その諮問書が公開されることとなるが、その諮問の内容について、氏名や住所等の個人情報をマスクすべきかどうかということによいのか。</p>
<p>担当課</p>	<p>そのとおりである。実際に議会に諮問する内容は、これから議会と相談していく中で決めることになるが、審査請求があった際には審理員が一次的に判断をし、それが正しいかどうか議会に諮問することとなる。その諮問の中には、氏名や住所以外に、審査請求人が行った行為も記載されることがあり、その行為自体で個人を特定できる場合などもあることから、それらの情報をどのように外部に提供すべきか審議していただきたい。</p>
<p>会長</p>	<p>今回は総務課が審査庁であるため、まず議会に諮問をするにあたり議会に個人情報を出すことは外部提供になる。この外部提供の段階では法令に基づく外部提供であるため、問題はない。</p>
<p>委員</p>	<p>しかし、この段階でどの程度個人情報を出すかということは、今後議会と相談するということである。</p> <p>一方、報道機関や市民に対する場合は、情報を加工して情報提供するという形になると思われる。この加工の程度について、本審議会において審議することになる。</p>
<p>委員 担当課</p>	<p>報道機関や市民に対する情報提供の時期はいつ頃を考えているか。</p> <p>議会に諮問書を提出した後に報道機関や市民にも情報提供する。諮問書提出に先んじて報道機関がマスクしている内容も含めてすべて知ってしまうことが考えられるが、その場合の対応はどう考えているか。なおもマスクして情報提供するのか。</p>
<p>担当課</p>	<p>大きい事件であると、既に報道されていて、対象者の名前までわかっているということもあるが、対象者が処分に不服があり審査請</p>

委員	<p>求をしているかどうか、というところまでは公にはならないと思われるのでマスキングした形の対応になると思われる。</p>
担当課 委員	<p>地方自治法により議会に諮問することとされている(1)～(6)の例」という資料の最後に「運営審議会でご審議いただく内容」という項目がある。この中の1に記載のある「審査請求人に関する情報」とは具体的にはどういうものがあるか。</p>
担当課 委員	<p>氏名や住所などを考えている。 住所、氏名のほか審査請求人の生年月日などの情報は該当するの か。</p>
担当課 会長	<p>これから議会と相談していくが、住所、氏名、性別等の審査請求 人が特定できるような情報は該当すると考えている。</p>
担当課 委員	<p>今回の諮問に(1)から(6)までの6種類の処分があるが、全 ての処分について同じ対応をとるつもりなのか。あるいは、処分ご とで対応を変えるつもりなのか。</p>
担当課 委員 会長	<p>できれば統一的な対応をとりたいと考えている。 議員と職員とでも対応を変えるべきではないのか。 前回の審議会では権利放棄に係る個人情報の外部提供について の諮問があり、今回の諮問中の(2)と(3)については、債権放 棄と似た「お金」に関する処分であるため、債権放棄の場合と同様 の対応をとるというのも一つの方法である。</p>
事務局	<p>補足的な説明だが、例えば(1)の(例)に記載されているよう に、市の職員等が飲酒運転等の大きな事件を起こした場合、その職 員が退職手当の不支給を不服とし、審査請求をしたとする。その場 合、事件のことについては報道されると思うが、その職員が審査請 求をしたということまで知られる必要があるのかということを考え ていただきたい。つまり、何らかの処分を受けた者が、それを不 服とし、審査請求をすることによって、その者への誹謗中傷の元に なるのではないかとといったことを含めて、ご審議いただきたい。</p>
委員	<p>今回の諮問にある、議会への諮問に係る市民及び報道機関への情 報提供方法について、近隣他市の状況は把握しているのか。</p>
担当課 会長	<p>議会へ諮問する事例が近隣他市では少なく、全国の市を調べてい るところだが、事例としては、審査請求人の氏名等の個人情報を非 公開としている事例がほとんどである。</p>
担当課 委員	<p>議員が審査請求人の場合でも、氏名等は非公開としているのか。 議員が審査請求人である事例を見つけることができなかった。 審査請求人の氏名等、一般的に個人情報とされる箇所については</p>

委員	<p>公開・非公開の検討をする必要があると思うが、他にも「審査請求の趣旨及び理由」についても、公開されることによる影響が大きい部分かと思われるので、この部分についても、公開・非公開の検討をする必要があると考える。</p> <p>今回の諮問で挙げられている（１）から（６）までの処分について、統一的な対応を決めるとするのは難しいのではないと思う。</p>
委員	<p>例えば、審査請求人が、議員等の公人と私人との場合で対応が異なる可能性もあるし、審査請求の理由等によっても対応が異なる可能性もある。これらのように、様々な要素が絡んでくると思うので、統一的な対応というのは難しいと考える。</p>
担当課	<p>審査請求の内容については最低限の情報は公表しないと、市民は納得しないのではないと思う。</p> <p>今回の諮問では事件に目が行ってしまうが、懲戒免職と言っても今回は事件によるものではあるが、中には事件にはならない程度の行為に対するものもある。また、退職金や給与の支給についても、全面的に支給しない場合もあれば、１ヶ月分だけ部分的に支給しない場合もある。そのため、個々の事例に対して判断を求めるとするのは難しいと考える、今回統一的な判断を求めたものである。</p>
委員	<p>担当課としては、審査請求人の氏名や住所は非公開とするつもりか。</p>
担当課	<p>その方向で検討している。</p>
委員	<p>様々な情報の伝わり方がある現代において、審査請求人の家族やその周囲の人たちに悪い影響が及ばないような情報提供の方法を考えてほしい。</p>
委員	<p>審査請求人の氏名等を公開した場合に、行政が審査請求人から訴えられる可能性はあるのか。</p>
事務局	<p>氏名等を公開したことによって、審査請求人に何らかの不利益が生じた場合には、そのような可能性はあると考えられる。</p>
委員	<p>市民や報道機関へ情報提供する際に、審査請求人に対し、情報の公開・非公開について、事前に意見聴取する方法はどうか。</p>
会長	<p>個人情報の外部提供については、本人同意があれば可能であるため、審査請求人が外部提供を了承した場合には、公開することは可能である。</p>
委員	<p>審査請求人はしっかりとした意思を持って審査請求を行うと思われるので、氏名や住所等を公開されるのは覚悟の上で行う人が多いのではないかと考える。</p>

<p>会 長</p>	<p>このため、何でも個人情報隠すのではなく、審査請求人という性質を考えた上で判断する必要があると考える。</p>
<p>委 員</p>	<p>これまでの意見をまとめると、まず今回の諮問にある（１）から（６）までの処分に対して統一的に対応を決めるということは難しいのではないかという意見。次に審査請求人が、私人、議員等の公人、又は公務員の少なくとも３種類の場合に分ける必要があるだろうという意見。私人の場合は、氏名や住所等を非公開とする必要があるだろうが、審査請求人本人が公開を希望した場合には、それに対応する必要があるだろうし、あるいは審査請求人から意見聴取する方法も考えられる。他の意見としては、必要以上に情報を隠さないといった意見や審査請求人の家族やその周囲の人たちに悪い影響が及ばないような提供とすべきという意見もあった。</p>
<p>委 員</p>	<p>住所や氏名などの審査請求書に記載されている情報については公開していいかと思うが、法令等で公開についての決まりはないのか。</p>
<p>会 長</p>	<p>地方自治法上、議会へ諮問することについては規定があるが、議会から市民や報道機関への情報提供については規定がない。そのため、市民や報道機関へ審査請求書に記載されている情報を公開すると、審査請求人の意に反する可能性がある。</p>
<p>委 員</p>	<p>現代では、何かしらの事件が起こると、早い段階で、インターネット上や報道などで情報が流れるが、時々、同姓同名だが別人の情報が流れ、不利益を受ける人が出ることがある。このため、誤報への対策という意味で、正確な情報を発信する必要があるのではないかと考える。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他に意見はあるか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>— 意見無し —</p>
<p>会 長</p>	<p>今回の諮問に対する答申の確定について、一つは再度審議会を開き、そこで答申案について審議する方法がある。もう一つは、正副会長及び事務局で答申案を作成し、その案を他の委員に確認していただき、各委員の意見を基に案を確定させる方法があるが、今回は後者の方法で答申案を確定しようとするが、意見はあるか。</p>
<p>全 委 員</p>	<p>— 意見なし —</p>
<p>会 長</p>	<p>それではそのように決定する。</p> <p>いただいた意見については、再度審議が必要になると思われる内容があれば、改めて審議会を開催しご審議いただくこととし、軽微な内容であれば正副会長に一任いただき、その修正をもって市長へ</p>

全 委 員 会 長	の答申としたいと思うがどうか — 異議なし — それではそのように決定する。 「総務課所管業務に係るの個人情報の外部提供」についての審議 は以上とする。
--------------	--